

低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る技術的審査 手数料

平成25年2月1日

○基本額は、認定申請の対象に応じて、表1の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合 区分1
- 2) 共同住宅の場合
 - ・住戸部分のみ 区分2
 - ・住棟全体 区分2 + 区分3
- 3) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ 区分2
 - ・建築物全体 区分2 + 区分3 + 区分4
- 4) 非住宅建築物の場合 区分4

表1 技術的審査 基本額

区分	対象	床面積	金額
1	一戸建ての住宅	-	¥25,000
2	共同住宅等 (住戸専用部分)	0㎡超 ~ 150㎡以下	¥25,000
		150㎡超 ~ 400㎡以下	¥50,000
		400㎡超 ~ 800㎡以下	¥70,000
		800㎡超 ~ 2100㎡以下	¥100,000
		2100㎡超 ~ 4100㎡以下	¥140,000
		4100㎡超 ~ 8300㎡以下	¥190,000
		8300㎡超 ~ 16500㎡以下	¥240,000
		16500㎡超 ~ 24750㎡以下	¥300,000
3	共同住宅等 (共用部分)	0㎡超 ~ 300㎡以下	¥90,000
		300㎡超 ~ 2000㎡以下	¥140,000
		2000㎡超 ~ 5000㎡以下	¥190,000
		5000㎡超 ~ 10000㎡以下	¥220,000
		10000㎡超 ~ 25000㎡以下	¥260,000
		25000㎡超 ~	¥290,000
4	非住宅建築物	0㎡超 ~ 300㎡以下	¥220,000
		300㎡超 ~ 2000㎡以下	¥340,000
		2000㎡超 ~ 5000㎡以下	¥450,000
		5000㎡超 ~ 10000㎡以下	¥530,000
		10000㎡超 ~ 25000㎡以下	¥620,000
		25000㎡超 ~	¥680,000

注) 上記金額は消費税込です。

○計画変更申請に係る手数料は、変更に係る部分の床面積の1/2+増築部分の床面積により算定します。